

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 4 月 22 日（金）、第 21 回の委員会が開かれました。

- 1 ①こども家庭庁設置法案（内閣提出第 38 号）
- ②こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 39 号）
- ③こども基本法案（加藤勝信君外 10 名提出、衆法第 25 号）
- ④子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（城井崇君外 11 名提出、衆法第 8 号）
- ⑤子ども育成基本法案（三木圭恵君外 2 名提出、衆法第 27 号）
  - ・野田国務大臣、池田文部科学副大臣、佐藤厚生労働副大臣、藤原財務大臣政務官、鰐淵文部科学大臣政務官、深澤厚生労働大臣政務官及び政府参考人並びに提出者加藤勝信君、工藤彰三君、鈴木隼人君、岡本あき子君、城井崇君、阿部司君及び三木圭恵君に対し質疑を行いました。
  - （質疑者）永岡桂子君（自民）、吉川赳君（自民）、松本尚君（自民）、國重徹君（公明）、中谷一馬君（立民）、山井和則君（立民）、堤かなめ君（立民）、三木圭恵君（維新）、阿部司君（維新）、堀場幸子君（維新）、塩川鉄也君（共産）、緒方林太郎君（有志）、大石あきこ君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 永岡桂子君（自民）

- （1）子どもの貧困の現状及びコロナ禍による影響
- （2）高等職業訓練促進給付金を恒久措置とするとともに地方公共団体に対し活用を働きかける必要性
- （3）離婚後の養育費の確保
  - ア 養育費確保に向けた取組について、その拡充や地方公共団体との連携を進める必要性
  - イ 規制改革推進会議における養育費確保に関する議論の状況
  - ウ 養育費確保に向けたマイナンバーの活用に関する議論の状況
- （4）こども家庭庁設置法案における未就学児に対する教育と保育の質の向上に向けた枠組み
- （5）学校におけるいじめ対策の現状
- （6）少年院等からの出院者に対する再犯防止の取組
- （7）低所得世帯を始めとする困難な状況に置かれている子供への支援に向けた野田国務大臣の決意

## 吉川赳君（自民）

- （1）育児休業の取得促進
  - ア 大企業より中小企業の方が育児休業の取得率が低い傾向にある理由
  - イ 育児休業取得に伴う代替要員の確保に関する中小企業への支援策
- （2）無戸籍者に対する支援
  - ア 無戸籍者の戸籍取得に向けた支援の現状
  - イ 無戸籍者を把握するための取組内容
  - ウ 無戸籍者を積極的に把握するための取組を行っていないことの確認
  - エ 無戸籍者の積極的な戸籍取得に向けた野田国務大臣の決意
- （3）学校におけるいじめ問題
  - ア 学校におけるいじめの解消件数及び加害者に対する処罰件数
  - イ いじめ防止対策においてこども家庭庁が警察と連携する必要性
  - ウ いじめの解消の具体的状況

## 松本尚君（自民）

- (1) 児童虐待
  - ア 最も多い通報者
  - イ 見逃しを減らすため特定の医療機関に救急搬送する必要性
- (2) いじめ問題
  - ア こども家庭庁が学校外のいじめを担うことは事案全体の把握を困難にする懸念
  - イ こども家庭庁と文部科学省のどちらが主体的に対応するかの確認
- (3) 児童虐待やいじめの撲滅に向けた野田国務大臣の決意
- (4) こども基本法案（以下「自公案」という。）においてこどもに求める責任や義務の内容

#### 國重徹君（公明）

- (1) こどもまんなか社会についての野田国務大臣の認識
- (2) こども家庭庁
  - ア 設置により可能となること
  - イ 対象となるこどもは全てのこどもであることの確認
  - ウ 対象となる政策はこどもに関する全ての案件であることの確認
  - エ 子供政策に関する充実した予算に向けての藤原財務大臣政務官の見解
  - オ 更なる人員体制、専門性等の強化の必要性
  - カ 各省大臣に対する勧告権の実効性
  - キ こどもからの意見聴取の方法
  - ク 本年1月、こどもや若者と意見交換した際の野田国務大臣の感想
  - ケ 常にこどもや子育て当事者の意見を反映させる姿勢をこども家庭庁職員へ浸透させる必要性
  - コ こどもの意見を聴くための取組を一層強化する必要性
  - サ 子ども育成基本法案（以下「維新案」という。）について、文部科学省から教育子ども福祉省に移管する事務及び移管しない事務を担当する組織
  - シ 子どもの最善の利益が図られるため子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（以下「立民案」という。）について、基本計画の作成等が既存のものと重複する懸念
  - ス 児童養護施設を退所した後の自立支援の取組
- (3) 現行の民法において、卑属という文言が残っていることに関する野田国務大臣及び法務省の見解

#### 中谷一馬君（立民）

- (1) こども家庭庁の名称
  - ア 「こども庁（仮称）」から「こども家庭庁」に変遷された理由
  - イ 児童の権利条約において家庭だけでなく子供全般的な養護の必要性が規定されていることの確認
  - ウ 「こども庁」という名称が不適當である理由
  - エ 「こども庁」という名称を支持する国民の意見に対する野田国務大臣の見解
  - オ 「こども庁」と「こども家庭庁」のいずれの名称がよいか国民の意見を聞く必要性
  - カ 第208回国会における岸田内閣総理大臣の施政方針演説のイングリッシュサイト上の「こども家庭庁」の英語表記の妥当性
- (2) 子供政策に関する予算
  - ア 令和4年4月19日の衆議院本会議答弁における「財源を確保」の具体的な手段
  - イ 現在の予算及び今後の目標とする予算について定量的な指標を示す必要性
  - ウ 倍増という言葉の意味
  - エ 予算の増額や倍増に向けた工程表を具体的に示す必要性

- オ エの工程表に関する議論が行われる予定の有無
- カ 家族関係社会支出をGDP比で3%に増やす必要性
- (3) 組織の在り方等
  - ア 子供に関する基本法
    - a 政府における法案提出の検討の有無
    - b 今後の法案提出の可能性
  - イ 透明性、中立性、第三者性を確保した子供コミッショナー設置の必要性
  - ウ こども家庭審議会
    - a 委員の選定プロセス及び人選の対象とする分野
    - b 内閣総理大臣、関係各大臣及び長官に対するこども家庭審議会の意見の実効性が担保されるかの確認
    - c 内閣府特命担当大臣が必要な資料の提出及び説明を求めた事例の有無
    - d 内閣府特命担当大臣が勧告権を発動した事例の有無
    - e c及びdの事例がない理由並びに権限行使が想定されるケース
    - f dの勧告権が施策の目標達成に対して有効に機能しない懸念
  - エ こども家庭庁長官へ民間出身者を登用する可能性
  - オ 施策の実施状況を勘案した組織体制の在り方の検討において、毎年客観的な評価を行う必要性

**山井和則君（立民）**

- (1) 児童手当・児童扶養手当
  - ア 児童手当の月1万円支給を高校3年生まで延長する必要性
  - イ 昨年の子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部改正法附則の検討規定における「児童の数等に応じた児童手当」の「等」に高校3年生までの延長も含まれるかの確認
  - ウ 児童扶養手当について恒久的な額の引上げ及びふたり親家庭を対象とする必要性
- (2) 成年年齢引下げに伴う高校生等のアダルトビデオ出演の解禁による被害問題
  - ア こども家庭庁の理念と逆行することの確認
  - イ 未成年者取消権と同等以上の立法措置を講じる必要性
  - ウ 十分な期間の契約取消しを可能とする必要性
  - エ 事業者に対し、未成年者取消権を行使した場合の原状回復義務と同等の義務を負わせる必要性
  - オ 18歳の高校生等が自由意思でアダルトビデオに出演する事例が増加することの是非についての野田国務大臣の認識
  - カ 取消権の時効消滅後も、要望があれば販売を禁止できる立法措置の必要性
  - キ 18歳及び19歳のアダルトビデオ出演による被害を根絶することへの野田国務大臣の決意

**堤かなめ君（立民）**

- (1) こども家庭庁設置法案における「こども」に若者や若年層が含まれることの確認
- (2) 成年年齢引下げを踏まえたアダルトビデオへの出演強要問題への対応
  - ア 本年3月16日の参議院内閣委員会における、18歳及び19歳について現行法で従来と同等の対応が可能ととれる野田国務大臣の答弁に変更がないことの確認
  - イ 未成年者取消権が若年層に認識されていないことの原因の所在
  - ウ 本年3月16日の参議院内閣委員会における、相談窓口で法制度等について伝える旨の野田国務大臣の答弁の趣旨
  - エ 児童相談所虐待対応ダイヤルの番号の確認
  - オ 本年3月31日に公表された「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージにおける各種法

制度の「運用を強化」の趣旨

カ 超党派で検討している議員立法に対する野田国務大臣の見解

(3) こども家庭庁設置法案

ア こども家庭庁の任務として掲げられる「こどもの権利利益の擁護に関する事務」の具体的な施策

イ 条文上明記されていない性的搾取、性暴力及び性犯罪への対応策

ウ アダルトビデオ出演やJKビジネスにおける性暴力の被害者が支援を求めた場合に適切な支援が提供される体制を整備する必要性

(4) 岸田内閣総理大臣も表明している子供関係予算の倍増に向けた野田国務大臣の決意

**三木圭恵君（維新）**

内閣提出法律案

ア 第3条第1項の「こどもの意見の尊重」を担保する方法

イ こども家庭庁にこどもの意見を聴く窓口が常設されるかの確認

ウ こどもの意見の聴取者及び対処者

エ こどもの権利が侵害されている場合の対応

オ 学校においてこどもの権利が守られていないとの意見がこどもからこども家庭庁に寄せられた場合の対応

カ いわゆるブラック校則についての意見がこどもからこども家庭庁に寄せられた場合の対応

キ 内閣府特命担当大臣による校則に係る勧告が私立学校等に対する過度な介入となる懸念

ク 子供に関する予算について、増加の額、期限、配分の在り方及び財源

ケ こども家庭庁の人員の規模及びそのための財源

コ こども家庭庁の設置によって他の省庁の人員が減少するかの確認

サ 学校の福祉に係る予算を増やす必要性

シ 学校に係る施策と子供の福祉に係る施策はこども家庭庁と文部科学省が連携して実施するのではなく、一つの組織で実施する方が適当であるとの指摘に対する見解

ス こども家庭庁の設置による地方自治体の教育及び福祉の現場における変化

セ こども家庭庁を担当する内閣府特命担当大臣による勧告を想定している場面

**阿部司君（維新）**

(1) 内閣提出法律案

ア 創設される新組織の名称に「家庭」を入れた理由

イ 法案が家庭を強調することに不安を感じる者に対して野田国務大臣が自ら法案の趣旨を説明する必要性

ウ 法改正に伴う民生委員及び児童委員の変更点

エ ウの委員の所管が厚生労働省とこども家庭庁に分かれることによって現場に負担をかける懸念

(2) 幼保一元化の必要性

(3) 内閣提出法律案において幼稚園及び学校教育を文部科学省が引き続き所掌することとされている理由

(4) 幼児教育の制度改革を行う必要性

**堀場幸子君（維新）**

(1) 縦割り行政の弊害の解消

ア 幼稚園及び保育所と小学校との連携の現状

- イ 保育所児童保育要録について、保育所から小学校への送付が制度上求められているかの確認
  - ウ 保育所児童保育要録の小学校での活用に対する厚生労働省の認識
  - エ 児童虐待及び配偶者暴力の管轄がこども家庭庁の設置により一元化されるかの確認
  - オ 学校施設を利用した放課後児童クラブの課題
- (2) こども家庭庁を上意下達のピラミッド型の組織とする理由及び企業等においてネットワーク型又はハイブリッド型の組織形態が採用されている理由
- (3) 維新案における教育と福祉の一体化に関する維新案提出者の見解

**塩川鉄也君（共産）**

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約。以下「本条約」という。）の国内法制度等における位置付け

- ア 子ども・若者育成支援推進法
  - a 子どもの権利条約の内容が規定された最初の法律が子ども・若者育成支援推進法であることの確認
  - b 同法に関する内閣府の説明資料に本条約の4つの一般原則のうち「生命、生存及び発達に対する権利」の記載がない理由
  - c bの説明資料を修正する必要性
  - d 同法に関して、法律案提出時には本条約に関する記述はなく、修正により盛り込まれたことの確認
- イ 児童福祉法
  - a 児童福祉法に規定されている本条約の内容
  - b 同法における本条約の4つの一般原則のうち「差別の禁止」の趣旨を規定した条文
- ウ こども家庭庁設置法案
  - a こども家庭庁設置法案に規定されている本条約の内容
  - b こども家庭庁設置法案に「児童の権利に関する条約の理念（精神）にのっとり」との文言がない理由
  - c こども家庭庁設置法案にbの文言を規定する必要性
  - d 子ども・若者育成支援推進法にはbの文言が規定されていることとこども家庭庁設置法案には規定されていないこととの整合性
  - e bの文言を「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）には記載し、こども家庭庁設置法案には規定しなかった理由
  - f こども家庭庁設置法案において本条約の趣旨が担保されない可能性
- エ 子ども・若者育成支援推進法はこども施策全体を規定している法律であるかの確認
- オ 学校教育
  - a 自公案と教育基本法との関係に関する自公案提出者の見解
  - b 学校教育の内容に関する自公案と教育基本法とのすみ分け又は重なりに関する自公案提出者の見解
  - c 自公案においては学校教育の内容に関する規定がないことから、自公案の掲げる本条約の理念及び4つの一般原則が学校教育に及ばない可能性に関する自公案提出者の見解
  - d こども家庭庁の所掌事務に学校教育は含まれないことの確認
  - e 本条約の教育施策における位置付け
  - f 生徒指導提要の概要
  - g 生徒指導提要の活用方法
  - h 平成22年作成の現在の生徒指導提要における本条約に係る記述の有無
  - i 現在検討中の生徒指導提要改訂試案における本条約の取扱い

- j i の改訂試案における本条約の4つの一般原則に該当する記述
- k 本条約に関する理解が教職員、児童生徒、保護者及び地域にとって必須であることの確認
- l 学習指導要領における本条約の文言の有無
- m 学習指導要領に本条約の理念及び4つの一般原則を位置付ける必要性
- n 本条約の趣旨が学校教育において担保されない懸念

**緒方林太郎君（有志）**

- (1) 結婚観
  - ア 「嫁に出す」「嫁をもらう」という表現に対する野田国務大臣の所見
  - イ 結婚とは家と家とのつながりであるとの考え方に対する野田国務大臣の所見
  - ウ 家社会のくびきの強さが結婚に対する抵抗感につながっているかの確認
  - エ 野田国務大臣の上記認識に対する自公案提出者の見解
- (2) 子供に係る組織の理念を示すための基本法案を閣法で提出できなかった理由
- (3) 家庭に対する政策
  - ア 我が国では課税の仕組みとして世帯収入を把握できないことの確認
  - イ 家庭を単位とした課税や給付が行われていない中で家庭に対して講ずることができる施策の内容
  - ウ 家庭を単位とした給付が難しいことの確認及び代替的な施策に係る自公案提出者の見解
  - エ 家庭に対する政策に係る野田国務大臣の所見
- (4) 子供政策に係る財源の確保
  - ア 子供政策に係る財源を拠出する者
  - イ 社会全体での費用負担の在り方
  - ウ GDPの3%分の財源を確保するための財源に係る立民案提出者の見解
  - エ 財源を確保できない中で子供政策に係る予算を倍増させると主張することの妥当性
- (5) 子育て支援と少子化対策との関係
  - ア 社会政策としての少子化対策を福祉としての子育て支援で代替することの妥当性
  - イ 少子化対策の中で給付の規模を競い合う政策をやめ、反対の出る話にもあえて踏み出していく必要性

**大石あきこ君（れ新）**

- (1) いじめ・不登校対策及び少人数学級
  - ア 学校におけるいじめ防止に必要とされる施策
  - イ 教職員定数の増加が躊躇される理由
  - ウ 維新案における学校の標準学級の望ましい人数
- (2) 子供政策に係る安定財源確保の在り方